

<p>第66号 令和4年12月1日</p>	<h1>みちびき</h1> <p>【関市少年センターだより】</p>	<p>発行</p>	<p>関市協働推進部 生涯学習課 関市少年センター 電話〈0575〉23-7777</p>
---------------------------	------------------------------------	-----------	---

令和4年度優良少年補導委員 4名が受賞

11月27日(日)に令和4年度「岐阜県青少年育成県民大会」が八百津町中央公民館で開催されました。この大会は、青少年の健全育成、社会環境浄化及び非行防止について県民の理解を深めるとともに、家庭・学校・地域社会が一体となって、地域ぐるみの実践活動を一層の推進と定着を図るという趣旨で開催されています。当日は、県内の青少年指導者や少年(補導)センター関係者、少年補導員などが参加されました。

表彰式では、県内の青少年健全育成などに功績のあった優良少年補導員表彰も行われ、関市からは次の4名の方が受賞されました。(敬称略)

◎ 環境生活部長表彰：10年表彰(1名)

【少年補導委員等として多年(通算10年以上、支部長または副支部長を5年以上)勤め、精励し実績をあげた方】

井森 一夫(倉知支部)

◎ 県民会議 会長表彰：5年表彰(3名)【少年補導委員等として多年(通算5年以上)勤め、精励し実績をあげた方】

筒井 祥宏(富岡支部) 加藤 浩二(倉知支部) 坂井真由美(倉知支部)



受賞されました4名の皆様、誠におめでとうございます。今後も引き続き青少年育成、非行防止等、補導活動にご協力くださいますようお願いいたします。

令和4年度 関市少年補導員研修会「街頭補導の心得」～気軽に声かけを～



関市少年補導員研修会が、9月22日(木)19時からわかくさ・プラザ総合福祉会館で開催されました。

岐阜県関警察署生活安全課生活安全係長の森瀬広行警部補を講師に招き、「街頭補導の心得」をテーマに講演をしていただきました。

第1回の補導員連絡協議会で補導員の方々から出た「補導員として大切なこと」や、「補導員の限界はどこまでなのか？」等の質問に対して、森瀬係長の豊富な経験を基に話していただきました。

まず、スマートフォンやタブレットの普及に伴い、少年の不良行為が変わってきているということです。具体的には、個人情報インターネット上に拡散するなどしてトラブルに巻き込まれるケースや、LINE等でグループを作り、たばこや酒だけでなく覚せい剤等の入手先等の情報を得たり、犯罪にはならないけれど、カセットコンロのガスを吸引したりする等の危険な行為の情報を共有したりするなどして新卒の不良行為が広がっていることです。

それらを踏まえたうえで、青少年の健全育成のために少年たちの立場を尊重し、少年たちの服装や所持品に惑わされず、行為の裏にある心に寄り添うことや、少年の人格を尊重して信頼関係を築き、注意や助言を行う事が非行や犯罪を未然に防ぐ抑止力になると言われました。また、不良行為に対する犯人捜しや非難をするのではなく、注意や助言を行う事が、私たち補導員の役割であると話されました。

そのために、少年たちへの挨拶や言葉使い、声かけなどの補導技術の向上と、ひと気のない公園や防犯意識の低い店舗等の非行が起りやすい場所や、学校帰りやイベント等の行われる時間を特定してパトロールすることの重要性について話していただきました。

最後に、最近の非行少年は刃物等の凶器を所持していることもあり、けんかや不良行為を見つけた場合、注意や声掛けに対して反抗的な態度をとったりすることがあります。もし身の危険を感じたりするなどの緊急事態が心配される場合は、躊躇することなく警察に通報することも大切だと話されました。新しい情報収集や関係機関との連携などを学ぶことができ有意義な研修会となりました。

知ってる？ 守ってる？

自転車利用の交通ルールとマナー

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い世代が利用できる身近で便利な乗り物です。しかし、身近な乗り物である一方、事故の被害者になるだけでなく、加害者になる危険性もある乗り物です。

私たちが青パトで巡回していても、二人乗りや携帯電話を使用しながらの運転、イヤホンで音楽を聞きながら乗っている姿などを見かけることがあります。全国でも、ルールを無視した危険な運転などによる交通事故も発生しており、歩道を走っていた自転車が歩行者と衝突し、重傷を負わせるなど、自転車のルール違反、マナーの悪さが大きな問題となっています。



自転車の運転では、「まさか自分が怪我をさせることはないだろう。」という油断が一番危険です。自動車の事故に比べて件数が少ない自転車と歩行者との事故ですが、一度起こってしまうと大きな怪我を相手に

負わせて後遺症が残ったり、場合によっては死亡させたりしてしまうケースもあります。さらに、裁判で自転車事故に対して高額な賠償金を支払う判決が出た例もあります。

そのため、自転車保険への加入や、信号無視や一時不停止、歩道をすり抜けながら走るなどの悪質な危険行為を繰り返す自転車運転者に対しての安全講習が義務化されました。

自転車を楽しい乗り物にするか、怖い乗り物にするかは、毎日の心がけひとつで変わってきます。お互いに声を掛け合って、自転車の事故に充分注意しましょう。

自転車の主な危険行為

① 二人乗り運転

自転車は基本的に一人用の乗り物です。自転車の二人乗りは、幼児を乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。

② 携帯電話・イヤホン等使用運転

スマートフォン・携帯電話を操作したり、イヤホン等で音楽を聴きながらの運転は、片手運転でふらつきやすいうえ、周囲を見ていなかったり、音楽に気をとられて注意散漫になったりするため、後ろから近づいてくる自動車の音が聞こえなかったりして、事故に遭ったり、歩行者にぶつかってけがをさせたりするおそれがあります。

③ 夜間の無灯火運転

夜間、ライトをつけるのは、自分が進む道を照らして見やすくするためだけでなく、前方や後方から来るほかの自動車やバイクなどに自分の存在を目立たせるためです。無灯火運転は相手側から発見されにくく危険ですので、夜間自転車で道路を走るときは、必ず前照灯及び尾灯（または反射器材）をつけなければなりません。

④ 並進通行

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで通行できません。道路を自転車が並んで走ると、どちらかの自転車が車道の中央寄りを走ることになり危険です。また、道路に広がるため、他の通行の妨げにもなります。

